

令和6年度 軽自動車税（種別割）について

1. 市の軽自動車税の種類

・種別割と環境性能割があります。種別割は市が、環境性能割は香川県が課税等を行います。

2. 軽自動車税を納税する人

・毎年4月1日現在、軽自動車等を持っている所有者（または使用者）

3. その他

- ・軽自動車等を手放したときに、廃車の手続きをしていないと軽自動車税がかかり続けます。
- ・年度途中で登録してもその年度の軽自動車税の課税・納付はなく、年度途中で廃車してもその年度の軽自動車税の減額・還付はありません。
- ・相続や引っ越しにより所有者情報（名義・住所等）が変わったときは、手続きが必要です。
※手続き先は、車種区分に異なりますので、納税通知書裏面を参照ください。

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税額（年額）

車 種 区 分		(ナンバー色)	一台あたりの税額
原動機付自転車	第一種 一般原付 50cc以下, 0.6kW以下	(白色)	2,000円
	第一種 特定原付(電動キックボード等) 0.6kW以下	(白色)	2,000円
	第二種乙 90cc以下, 0.8kW以下	(黄色)	2,000円
	第二種甲 125cc以下, 1.0kW以下	(桃色)	2,400円
	ミニカー 50cc以下, 0.6kW以下	(青色)	3,700円
軽自動車二輪	125cc超～250cc以下 ※被索引車両を含む		3,600円
二輪の小型自動車	250cc超		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン、トラクター等で乗用装置付)	(緑色)	2,400円
	その他(フォークリフト、ショベルローダー等)	(緑色)	5,900円

※被索引車両(トレーラー)で一定の規格以下のもの

三輪及び四輪以上の軽自動車の税額（年額）

区 分	旧税率	新税率	重課税率	グリーン化特例(軽課)税率			
	平成27年3月31日までに新車を新規登録した車両 ①	平成27年4月1日以降に新車として新規登録した車両 ②	①のうち最初の新車の新規登録後13年を経過した車両 ※平成23年3月以前新規登録 ③	75%軽減 電気自動車等次世代自動車 ④	50%軽減 令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車 ⑤	25%軽減 令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車 ⑥	
三輪	乗用 営業用	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
	その他	軽課適用外(新税率適用)					
四輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	軽課適用外(新税率適用)	
	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円		
	貨物用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円		

※④～⑥の税率…令和6年度は、新車として新規登録された令和5年4月1日から令和6年3月31日までのもので一定の環境性能を満たすもの。